



タイトル Title	中世末期におけるフランスの貨幣変更(mutatio monetae)の意義(On the <> in the Later Medieval France)
著者 Author(s)	山瀬, 善一
掲載誌・巻号・ページ Citation	国民経済雑誌,125(5):1-20
刊行日 Issue date	1972-05
資源タイプ Resource Type	Departmental Bulletin Paper / 紀要論文
版区分 Resource Version	publisher
権利 Rights	
DOI	
JaLDOI	10.24546/00171519
URL	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/00171519

中世末期におけるフランスの貨幣変更 (mutatio monetae) の意義

山 瀬 善 一

はじめに

貨幣の歴史的研究には、古い伝統を誇る泉貨学とか古銭学とか呼ばれる学問 (numismatics, Numismatik, numismatique) があり、これまでの歴史の解明に大きな貢献を果たして来た。しかし、この種の学問が取り扱う範囲は、主として貨幣自体の存在事実の確認に限られ、歴史上のそれぞれの時代における貨幣を機能的に考察することにはほとんど及んでいない。したがって、泉貨学は歴史一般の補助学として重要な地位を占めてはいるが、経済史の分身としての貨幣史とは言いえないであろう。

貨幣が経済現象に占める地位は、経済への貨幣の浸透度によって異なるが、いやしくも貨幣経済が語られる局面においては、貨幣を機能的に考察することがなければ、経済現象はなにか一つ十分な解明をみることが出来ないであろう。歴史のそれぞれの時代における貨幣を機能的に取り扱うことこそが経済史の一分野としての貨幣史であり、この種の貨幣史は、いくつかの優れた先駆的業績はあるにしても、いまだ未開拓の多くの部分を残している。この場合に、泉貨

1 とりあえず、最近のその若干をあげておこう。BLOCH, M.: *Esquisse d'une histoire monétaire de l'Europe*, Cahiers des Annales 9, Paris 1954; École Pratique des Hautes Études, VI^e section 編集の《Monnaie-Prix-Conjoncture》の諸著書、なかでも SPOONER, F. C.: *L'économie mondiale et les frappes monétaires en France, 1493-1680*, Paris 1956, (Eng. ed., *The international economy and monetary movements in France, 1493-1725*, Harvard economic studies 138, N. Y. 1971); VAN WERVEKE, H.: «Currency manipulation in the middle ages: the case of Louis de Male, Count of Flanders», *Transactions of the royal historical society*, 4th series, Vol. XXXI (1949), pp. 115 sqq.; GIPOLLA, C. M.: *Money, prices and civilization in the Mediterranean world, fifth to seventeenth century*, Princeton 1956; MISKIMIN, H. A.: *Money, prices and foreign exchange in fourteenth-century France*, New Haven 1963; FOURNIAL, E.: *Histoire monétaire de l'Occident médiéval*, Paris 1970; 貨幣理論を現実との対応関係で理解せんとする試

学の成果が基礎的史料となることは言うまでもない。

ここでは、貨幣を機能的に取り扱うことへの一例として貨幣変更の問題を、特にこの事実が頻発するフランス中世末期について検討する。この時期は、いまわたしが関心を寄せている封建国家財政から近世国家財政への移行期でもあり、それと関連して貨幣変更の意義を明確ならしめる必要があるからである。貨幣変更が、往々考えられがちであるように、単に国家収入の増大を意図したものであるとしても、このような政策が経済・社会生活に大きな影響を及ぼすものである以上、現実の事態に対してなんらかの妥当性をもっていたはずである。また、この政策が国家収入の増大を意図した以外に、当時の貨幣経済のメカニズムからの必然性をもっていたのかもしれない。とにかく、どのような政策であれ、現実とのなんらかの妥当性をもつことなしに、主権者の一方的な意志で押しつけられるということは、一時的ないし観念的には考えられうるとしても、ある期間継続的現象として実在しうるものではない²。このように実在へのなんらかの妥当性は、機能的に取り扱うことによって一層明確になるであろう。

I

こんにち使用されている意味での本来的貨幣、すなわちある金属片がその重量と価値とを公権力または特定人のなんらかの刻印によって保証され、価値尺度、価値貯蔵、支払手段の諸機能を果たす貨幣が最初にみられるのは、紀元前七世紀ごろのギリシアの小アジアにおいてである。その後十九世紀以後の近代の貨幣へ直線的に発達して来たのではなく、それぞれの時代に相応した貨幣の

みには、LANDRY, A.: *Essai économique sur les mutations des monnaies dans l'ancienne France de Philippe le Bel à Charles VII*, Paris 1910, (réimpression, Paris 1969); PIQUET-MARCHAL, M.-O.: «Doctrines monétaires et conjoncture aux XIV^e et XV^e siècles», *Revue internationale d'histoire de la banque*, 4 (1971), pp. 327 sqq. などがある。

2 実在するためには、なんらかの妥当性がなければならないが、実在は妥当性のみで理解できるものではない。もしそうであるならば、その実在は静的なものであるだろう。妥当性と同時に矛盾をはらんでいることによって実在は動的なものになる。実在はこの両面の正しい理解によってのみ把握されうる。

機能と存在形態がみられる。したがって、歴史上の貨幣を機能的に考察せんとする場合には、近代的貨幣の機能と存在形態を前提とするのではなく、それぞれの時代の貨幣に固有なそれらを基礎としなければならない。

ここで取り扱おうとしている時期における貨幣と近代的貨幣とを対比するとき、機能と存在形態についていくつかの異なる特色をみいだすことが出来る。このなかで重要なもの3点について触れておく必要があるであろう。

まず、鑄造税の形で徴収された主権者の財源としての機能である。紀元前七世紀ごろに出現した本来的貨幣は、その出現地にかんして小アジアの数地点があげられ、研究者間に必ずしも意見の一致をみない。しかし最も有力視されているリュディア (Lydia) の合金貨幣において既に合金割合が人為的に操作されており、造幣に基づく収入 (鑄造税) が国家の財源として重要な意義をもっていたことがしられる³。これ以後十八世紀にまで造幣は主権者の主要な収入源と見做された。封建財政下では流通税と鑄造税が王領地以外の国家領域からえられる財源の大半を占めていた。したがって、貨幣のこの機能の特質を強調して tax money (担税貨幣) と呼んでいる。造幣高権が形成される一つの根拠もこの機能にみる事が出来る。

貨幣の存在形態の特殊性として、まず、A) 本位貨幣と補助貨幣の一貫性の遮断と複本位制とがあげられる。ローマ時代末期における過度のインフレーションは、ディオクレティアヌス帝 (在位284—305) とコンスタンティヌス帝 (在位306—337) による事態の改善を目差した新金貨 (5.45 g と 4.55 g) の鑄造に導いた。特にコンスタンティヌス帝の新金貨は aureus-solidus と呼ばれ、西ローマではその滅亡まで、東ローマではビザンティン帝国に受け継がれ、ノミスマ (nomisma) あるいはベザント (bezant) として、また十三世紀以後にはヒペルペロン (hyperperon) として残存し続けた。また、両帝は新金貨の発行を行なうとともに、この貨幣と他の貨幣との一貫性を断ち切る政策をとり、貨幣の二元性 (dualité monétaire) を生じせしめたのである⁴。貨幣のこの二元性の考え方

3 BOLIN, S.: *State and currency in the Roman Empire to 300 a. d.*, Stockholm 1958, p. 31.

は、以後も受け継がれた。シャルルマーニュの貨幣改革以来十三世紀までは、回教圏との接触地にか、あるいは王侯のなんらかの記念用として金貨の発行をみたが、西ヨーロッパ内では例外的現象であり、経済的にもほとんど意義をもたない。したがって、十三世紀までは銀貨 *denarius* のいわば単本位であったと言えよう。ところが、十三世紀の経過中にイタリア諸都市がまず大型銀貨、ついで金貨の発行を行ない、フランスでも聖ルイの貨幣制度の改革(1266—1270)によって、大型銀貨 *gros* と金貨 *écu* の発行が始まった。かくして、金・銀貨の《複本位制》となり、ローマの伝統が再現されるに至った。もっとも、複本位制の本質である 1) 金・銀貨の相互の強制通用力と 2) 金・銀貨間の確定比価の存在を維持することは、当時としては経済的にも政治的にも至難のことであった。貨幣改革が実行された時点ではそのような意図を認めることができるが、現実維持することはほとんど不可能であったと言えよう。⁶ この種の複本位制が貨幣の二元性の考え方と結びついて中世末期には特有な作用を演ずるに至る。すなわち、本位貨幣は出来る限り安定を求め、その他の貨幣は容易に貶質を行なうという現象が生じた。前者は大口の金銭授受にかかわる金貨、時には大型銀貨も含まれ、王侯、聖俗貴族ならびに企業家にもっぱら使われるが、他方、後者は小口の金銭授受にかかわる銀貨もしくは劣質銀貨で、庶民の生活に密接に結びついていた。企業家達が一方で安定した金貨をもって原料の購入

4 LÉVY, J.-Ph.: *L'économie antique*, Que sais-je 1155, Paris 1964, p. 106.

5 イタリア諸都市から始まる大型銀貨、金貨の発行とその他への波及については、FOURNIAL, E.: *op. cit.*, pp. 78 sqq. をみよ。

6 H. A. MISKIMIN は、フランスの当時の貨幣制度を普通の意味での複本位制ではなく、むしろ高価な商品である金貨によって補われた銀本位制であると規定し、造幣所で銀を金に代えることならびに鑄貨の平等な相互交換の不可能性を指摘している (MISKIMIN, H. A.: *op. cit.*, p. 33)。当時貨幣について傑出した見解を披瀝した Nicole ORESME (後述注10をみよ) は、貨幣としての金銀併用を勧奨するが、両者の関係については、銀を基準にして金貨の変更を述べている。したがって、銀本位制と見做していたと言わなければならない。(BRIDREY, É.: *La théorie de la monnaie au XIV^e siècle*, Nicole Oresme, étude d'histoire des doctrines et des faits économiques, Paris 1906, pp. 219 sqq.) ORESME に続いて貨幣にも優れた見解をもっていたかの有名な物理学者 COPERNICUS も単本位制とみておるが、かれの場合は金の安定性を基礎にして銀本位ではなく、金本位となす (PIQUET-MARCHAL, M.-O.: *op. cit.*, p. 349)。COPERNICUS の地動説は ORESME からの影響を受けており、両者においては、物理学における運動と貨幣の運動とが関連して取り扱われておるように思われ、興味深い。

と商品の販売を行ない、他方で貶質した貨幣をもって賃金を支払うならば、この間隙の拡大は、そのままかれらの収益となった。このことが原因となって、十四世紀前半のフィレンツェでは社会問題を起している⁷。

さらにB) 貨幣の存在形態の特殊性として計算貨幣 (money of account, monnaie de compte) の特殊な役割をあげなければならない。元来計算貨幣は計算単位として用いられ、シャルルマーニュの貨幣改革によって確立された libra—solidus—denarius の貨幣体系の中では、libra, solidus がまさにこの意味に該当し、denarius (denier) のみが実在貨幣 (real money, monnaie réelle) であった。この段階では、計算貨幣は貨幣の機能になんらの影響も及ぼさない。ところが、十三世紀末に大型銀貨、ついで金貨の鑄造が進み、他方で denarius 貨の貶質が行なわれるにつれて、単なる計算単位としての計算貨幣の意味は変化した。すなわち、この段階では、計算貨幣は価値尺度としての機能を果たすことになり、実在貨幣はこの計算貨幣に従ってその価格が与えられたのである。計算貨幣が価値尺度となるためには、当然計算貨幣自体が価値を担っておらなければならない。では、この価値はどのようにして生じたのか。これについては、実在貨幣とは無関係のものであるという説と過去または現在の実在貨幣との関係を保っているものであるという説とがあるが、フランス、フランドルならびにブラバンにおけるこの問題についての W. VAN WERVEKE の批判的研究は⁹、後者を裏づけている。このような計算貨幣の価値は、過去または現在の実在貨幣のうちで特定なもののみに関係しているので安定し易く、実在貨幣が多様化した時代においてなんらかの価値尺度を求めようとするならば、かかる計算貨幣にそれを求めるのは当然であるだろう。かくて、十八世紀にまでこのような計算貨幣が貨幣の作用に種々な特色を添えることになった。

7 CIPOLLA, C. M.: *op. cit.*, pp. 33 sqq.

8 BLOCH, M.: *op. cit.*, pp. 44 sqq. は、価値尺度の機能をもつ計算貨幣の成立過程について触れている。

9 VAN WERVEKE, H.: «Monnaie de compte et monnaie réelle», *Revue belge de philologie et d'histoire*, T. XIII (1934), pp. 123 sqq.

中世末期の貨幣の作用に影響を及ぼした諸要因のうち重要と思われる三つのものを発生史的に述べて来たが、これらの要因はそれぞれ独立してかあるいは相互に結び合うかして、この時代の貨幣に固有な作用を与えて来たのである。中世末期に頻発する貨幣変更の意義もまたこのような貨幣の作用を前提として把握されなければならない。

II

貨幣変更の内容を当時どのように理解していたであろうか。これについては、貨幣現象について深い洞察をなし、優れた業績を遺している中世末期のフランスの司教で、シャルル五世の助言者でもあったニコール・オレーム (Nicole ORESME 1325-1382)¹⁰ の見解を吟味することが適当であろう。かれは貨幣変更 (mutatio monetarum) を極めて広義に解釈し、結果として铸貨の状態になんらかの修正¹¹ が加えられるすべての操作として理解している。現実にはこれらの操作のそれぞれの特色は複雑に交錯して巧みに隠蔽されている。ところが、オレームはこれを分解して、つぎの五つの単純な操作に個別化する。1) mutatio in formâ seu figurâ precise (形態における変化)、2) mutatio in proportione (比価における変化)、3) mutatio in pretio vel appellatione (価格における変化)、4) mutatio in quantitate vel pondere (重量における変化) 5) mutatio in substantia

10 ラテン語名では Nicolaus ORESMIUS と言う。ノルマンディに生まれ、*«grand maître de collège de Navarre»* (1356)、*«doyen du chapitre de Rouen»* (1364)、ついで *«évêque de Lisieux»* (1377) となった人である。神学、説教についての著作もあるが、特に有名なのは貨幣ならびに数学、天文学についての著作である。

貨幣については、フランス語版 (*Traicté de la première invention des monnaies*) とラテン語版 (*De origine, nature, jure et mutationibus monetarum*) の 2 種類が遺されており、フランス語版も ORESME 自身の訳とされるが、このことについては論争がある。ORESME の貨幣論は古くから多くの先学によって取り扱われて来ているが、特に BRIDREY, É.: *La théorie de la monnaie au XIV^e siècle, Nicole Oresme, études d'histoire des doctrines et des faits économiques*, Paris 1906 は有名である。

天文学については、同時代人 J. BURIDAN の動力学説に立って地動説を唱え、COPERNICUS に刺激を与えた。また ARISTOTELES の著作ならびに自己の著作のフランス語訳を試み、フランス語を科学用語として用い始めた人でもある。初期ルネッサンスの代表者の一人。

11 *Ibid.*, p. 246.

materiae (素材における変化)

1) mutatio in formâ seu figurâ precise は、貨幣の形態の変化であって、なんら平価の変更を惹き起すものではないが、当時の貨幣の特有な機能であるいわゆる担税貨幣としての性格からみて、この操作が主権者に収入をもたらすことは事実である。この意味から一種の貨幣変更として考えられたと言えるであろう。2) mutatio in proportione は、金銀比価の変更に基づいて、両方または少なくとも一方が計算貨幣による貨幣価格の変更を蒙ることであり、ある意味では、つぎの 3) の特殊な場合とみることができであろう。3) mutatio in pretio vel appellatione は、前述した如く当時計算貨幣が価値尺度としての機能を果たしており、实在貨幣はこの計算貨幣によって価格が与えられていた。したがって、实在貨幣の価格変更はその貨幣の改鑄を待つことなく主権者の意志に基づいて容易になされたのである。現実には、主権者の意志がどのような要因によって決定されたかは、貨幣変更の意義をみるために重要な問題であり、この点については後に再び触れるであろう。4) mutatio in quantitate vel pondere, 5) mutatio in substantia materiae は、鑄貨の本質的要素である素材の重量にかかわるものであり、前者は鑄貨それ自体の重量の変化に、後者は素材種類の変化または含有素材の割合 (品位) における変化に基づいて起る。

上述の5種類の貨幣変更のなかで、1) 以外のものが実質的に平価の変更をもたらす。しからば、このことから平価にかかわる貨幣の諸要素は、素材の種類、品位、重量と貨幣価格である。金貨ないし銀貨の一種類の貨幣を対象とする場合には素材の種類は意味をもたないので、素材の品位、重量、貨幣価格の3要素になる。ここから平価の変更の程度を示す指標 «*pied de monnaie*» が特に銀貨について1337年から1467年まで用いられ、この期間に時を同じくして発行された銀貨のすべての種類は、稀な例外を除き、ほぼ同じ条件をもっている。「*pied de monnaie*」の計算方法は $\frac{TC}{5t}$ である。T は鑄貨の重量を示し、貴金属の重量単位マルク (marc de Troyes = 244.752 g) から切断された鑄貨の枚数で現わされ、C は貨幣価格であり、t は品位を示し、純銀は 12 deniers

(denier はさらに 24 grains に再分) で現わされる。¹² 分母の 5 は造幣所の活動を庶民にカモフラージュするための単なる策略と思われる。¹³ 計算例を示そう。

$$T = 96 \text{枚}, t = 10 \text{ deniers } 16 \text{ grains}, C = 10 \text{ deniers}$$

$$\text{pied de monnaie} = \frac{96 \times 10}{5 \times 10 \frac{16}{24}} = 18^{\circ}$$

さて、ここで中世末期のフランスにおける貨幣変更がどのような頻度で、どのような形態をもって行なわれたかを概観しておこう。中世末期におけるフランスの貨幣制度の基調となったのは、1266年以來積極的に進められた聖ルイの貨幣改革である。国王は鑄造権の王権による集中を目差して国王貨幣による地方諸侯貨幣の圧迫を貨幣政策の基本となし、つぎの貨幣改革を実行した。フィリップ・オギュストの死後鑄造が中止されていた「parisis」¹⁴を復活し、これに従う denier と maille を「tournois」¹⁴に従うものと併存させるとともに、大型銀貨 gros tournois と金貨 écu の鑄造を創始した。ここにおいて主として外国との金銭授受に用いられる écu と大口の国内金銭授受に重要性をもつ gros (monnaie blanche)、それに「tournois」と「parisis」とに従う小額貨幣 (monnaie noire) denier, maille が実在貨幣として存在するに至った。聖ルイの貨幣改革に基づく各貨幣の諸要素を表示すれば、次ページ表 I の如くである。この表 I から金貨 écu と大型銀貨 gros の法定価格における比価は 10 : 1 であるが、1 denier tournois 当りの純金量と純銀量の比率は 9.65 : 1 である。後者の比率は任意に定められたものではなく、十三世紀の初め以來ほとんど変化なく継続

12 金の品位は carat で表現され、純金は 24 carats である。

貨幣に用いられる銀は、少量の銅を加えた一定の合金を基準としていた。この基準を十三世紀末には argent le roi と呼び、その品位は 11 d. 12 gr. (純銀の 0.958) であった。

13 MISKIMIN, H. A.: *op. cit.*, p. 32 note 9.

14 「parisis」は最初 Louis VII 治下にパリで、ついで王領地の拡大にともない Philippe Auguste 治下には他の国王造幣所でも鑄造され、その後 1266 年まで中断をみた denier 貨に由来する貨幣の価値体系である。「tournois」は最初 Philippe Auguste 治下に Tours で、その後中断なく広く鑄造された denier 貨に由来する貨幣の価値体系である。両者は価値尺度の機能を果たす計算貨幣となり、併行して使用されるが、その比価は 1225 年までは 3 parisis = 4 tournois、後には 5 parisis = 4 tournois となる。

表 I

貨幣種類	品位	重量(g)	価格	1 d.t. 当りの純貴金属の重量(g)
«tournois» 体系				
écu	1. 000	4. 1957	10s. t.	0. 0349
gros	0. 958	4. 2198	1s. t.	0. 3369
denier	0. 299	1. 1279	1d. t.	0. 3372
maille	0. 259	0. 6181	$\frac{1}{2}$ d. t.	0. 3200
«parisis» 体系				
denier	0. 372	1. 2116	1d. p. ($=1\frac{1}{4}$ d. t.)	0. 3605
maille	0. 299	0. 7284	$\frac{1}{2}$ d. p. ($=\frac{5}{8}$ d. t.)	0. 3484

(FOURNIAL, E.: *op. cit.*, p. 86 から作成)

して来た両貴金属の市場価格の比価に基づいているように思われる。例えば、ノルマンディでは1213年に9、イギリスでは1250年に9.17、1257年に9.27、ジェノヴァでは1258年に9.67、シチリアでは1267年に9.28である。さらに、当時の造幣技術を考えて、各鑄貨の重量に相応な差違を認めるとすれば、それぞれの鑄貨間にはほぼ価値の統一性をみることが出来よう。このような事情から銀貨の外国での信用も高く、特に gros の大量が海外で通用していた。1296年に教皇庁の徴収人へピサで払込まれた全鑄貨のうち、gros は38.9%を、そしてまた、価値では、同じ徴収人によって全トスカナで徴収された金額の10%以上を占めていた。¹⁶

ところが、貴金属の騰貴が1270年頃から始まるにつれて、聖ルイの貨幣体制の維持は次第に困難になり、ついに1290年8月新金貨 royal (1 d.t. 当りの純金量 0.0295 g) の鑄造に踏み切った。銀貨については、改鑄を蒙ることはなかったが、貨幣価格をこれまでの 12 d.t. から $13\frac{1}{8}$ d.t. (1 d.t. 当りの純銀量 0.3077 g) へと高めることによって対処された。¹⁷ それから間もない1295年から再び起った貨幣変更は、こんどは時代を経るにつれてその頻度を増し、1305年まで続いた。

15 Fournial, E.: *op. cit.*, p. 87.16 *Ibid.*, p. 84.17 *Ibid.*, p. 88.

これはフィリップ・ル・ベルによる国内諸侯ならびに国外での緊張の高まりを貨幣の面で反映しているように思われる。1295年から1305年にかけて少なくとも16回の貨幣変更があり、なかでもその6回までが1304年—1305年の1か年間に起っている。¹⁸しかし、この激しい貨幣の貶質に続いて1306年9月8日には改善への試みがなされた。

聖ルイの貨幣制度のノスタルジアは長く継続しており、特にフィリップ四世の1337年以前では貨幣の貶質をなした後の「bonne monnaie」への復帰に際しては、常に聖ルイの時代を範として「bonne」の意味が解釈されるほどであった。¹⁹もっとも、その時以前においても、後に検討する諸々の要因がその復帰を完全なものにはしなかった。1306年の場合、金貨については1 d.t. 当りの純金量 0.0211 g. で、銀貨 gros については1 d.t. 当りの純銀量 0.307 g. である。これは銀貨では1290年の水準であるが、金貨ではそれよりもいくぶん低い。

再び1318年以後貨幣の貶質への変更が継続するが、特に百年戦争の準備期から開始期、大黒死病の蔓延期、政治不安定期を含む1337年から1360年にかけては、1343年に続く2、3年の安定期があったものの、その間実に85回の変更があり、そのうち特に1355年—1360年の6か年間には51回の驚くべき変更を経験した。²⁰この異常な貨幣の変更によって経済・社会生活は甚だしく悩まされ、その結果がシャルル五世の貨幣改革（1360年12月、1361年4月）となって現われるのである。そこでは国家財政の必要からの貶質を避け、他方貴金属の市場価格と貨幣価格とを関連づけ、「parisis」と「tournois」体系を維持してではあるが、計算貨幣に相応した铸貨 (franc=1 lb. t., gros=12 d. p., blanc aux fleurs de lys=10 d. t., parisis=1 d. p., petit tournois=1 d. t.) の発行をみた。この改革の背後には前述のオレームの強い影響がみられ、²¹以後ほぼ25年間著るしい貨幣の安定期を

18 BOUTARIC, E.: *La France sous Philippe le Bel, étude sur les institutions politiques et administratives du moyen âge*, Paris 1861, (réimpression, Brionne 1971), p. 319.

19 GUENÉE, B.: *L'Occident aux XIV^e et XV^e siècles, les états*, Paris 1971, p. 165.

20 FOURNIAL, E.: *op. cit.*, p. 98.

21 シャルル五世の貨幣政策とオレームの貨幣理論の関係については、BRIDREY, É.: *op. cit.*, pp. 443 sqq. をみよ。

迎えることになる。しかし十四世紀末には再び乱れ始め、十五世紀に入るとアジnkールでの敗北、そして内乱と国家分裂などのため1417年から1422年にかけて40回 (Henri V, duc de Bourgogne, Charles régent の貨幣をも含む) の変更が起っている。しかし、十五世紀後半には変更はあったものの平価の安定はほぼ保たれたと言えるであろう。

貨幣変更の具体的事例のなかにみられる若干の特徴について触れよう。オレームの貨幣変更についての五つの方法は、現象としては、改鑄による新貨幣の発行と改鑄を伴なわないでただ名目的だけの貨幣価格の変更の形態をとる。改鑄による新貨幣の発行の場合には、平価の変更を伴なわない単なる形態の変化もごく僅かではあるが存在する。しかし、貨幣変更の大半は結果的に平価の変更に関係をもっており、そのなかでも平価切り下げにかかわる事例が圧倒的に多く、平価切り上げは少ない。そして全体的には時代とともに平価は著るしく低下の方向にあった。いま、聖ルイからシャルル五世の貨幣改革による貨幣改善時までの主要な平価切り上げがどのような基準でなされたかを表示すれば、つぎの如くである (表II)。

表II

年月日	1d. t. 当りの純金量 (g)	1d. t. 当りの純銀量 (g)	年月日	1d. t. 当りの純金量 (g)	1d. t. 当りの純銀量 (g)
1266年	0.0349	0.3369	1316年4月11日	0.0275	0.336
1290年8月	0.0295	0.307	1330年4月8日	0.0234	0.326
1306年9月8日	0.0211	0.307	1343年10月26日	0.0246	0.260
1313年11月22日	0.0229	0.336	1361年4月14日	0.01617	0.1958

(FOURNIAL, E.: *op. cit.*, pp. 82 sqq. から作成)

表IIから1330年までの平価切り上げは、たとえ不可能事ではあるとしても、とにかく聖ルイの貨幣体制の復帰を目差しているが、1343年、そして明らかに、長期の貨幣安定期をもたらすシャルル五世の1361年の切り上げでは別の基準によっていることが判る。1361年の切り上げを1330年のそれと比較すれば、金・銀貨それぞれ約30%と40%の切り下げとなっている。

十五世紀の危機に続く安定期のきっかけとなる1420年12月の場合には、1 d.t.

当りの純貴金属量は金貨で 0.01367 g., 銀貨で 0.1278 g. であり, これは1361年の時に比し金貨で 1.5 %, 銀貨で34%の切り下げとなる。これ以後の切り上げについてその基準を表示すれば, 下記の表Ⅲの如くである。平価の切り上げの状態から, それぞれの切り上げは直前の切り上げの水準にほとんど及んでいない

年 月 日	1d. t. 当りの純金量 (g)	1d. t. 当りの純銀量 (g)	年 月 日	1d. t. 当りの純金量 (g)	1d. t. 当りの純銀量 (g)
1423年11月 4 日	0. 0128	0. 1221	1447年 5 月26日	0. 0103	0. 1221
1426年12月29日	0. 0107	0. 1221	1477年 5 月30日	0. 0085	0. 0958
1429年10月 9 日	0. 0127	0. 1221	1489年 5 月24日	0. 0077	0. 0904
1436年 1 月28日	0. 0116	0. 1221			

(FOURNIAL, E.: *op. cit.*, pp. 133 sqq. から作成)

い。特に1343年以後においてはそうである。したがって全体的に時代とともに著るしく平価は低下していることが判る。だがまた, 切り上げが, ルイ十四世の後年について指摘されるように, より高度な切り下げへの一種のカモフラージュ的前哨行為であるようにも思われぬ。

改鋳を行なう場合, 旧鋳貨はその価格の改定をなすだけで新鋳貨と併行してそのまま通用させることもあるが, より多くの場合は, 通用禁止を命じ, 回収して改鋳を計り, その意図をより効果的ならしめている。²²しかし, 十分な成功を収めているようには思われぬ。通用禁止した貨幣が国王の貨幣価格等級表のなかに再現しているからである。²³

聖ルイの貨幣体制では, 金銀の市場価格の比価を金・銀貨の法定価格の比価に反映させ, ほぼそれぞれの鋳貨の価値を統一化しているように思われる。しかるに, 十四世紀の経過中にはこれが混乱を来し, それぞれの貨幣の使用目的が固定化されるとともに, 前述の如き貨幣の二元性がいかになくその意義を発揮している。十三世紀末にはまだ大型銀貨は金貨と同様に海外で多量に流通しえたが, いまや大型銀貨は小額銀貨と共通の貨幣変更を蒙り, 1337年以来み

²² LANDRY, A.: *op. cit.*, pp. 175 sq.

²³ MISKIMIN, H. A.: *op. cit.*, p. 41.

られる「*ped de monnaie*」の制度も銀貨一般の変更の指標となるに至った。金銀の市場価格における比価は金・銀貨の法定価格の比価に反映せず²⁴、例えば6:1、さらには2:1という極端な場合さえある。全体的にみて、銀貨の方が金貨よりもよりしばしば変更を蒙り、その変更も貨幣全体の体系に基づいてなされたのではない。このことがさらに反作用してそれぞれの貨幣に使用目的の固定化を促進したのである。したがって、貨幣相互間の交換は閉ざされることとなり、本来的な複本位制の性質は失われた。

III

いままでみて来た如く、中世末期には貨幣変更が異常と思われる頻度で行なわれている。このような行為が経済・社会生活に大きな障害となったことは言うまでもない。それなのに、あえてなぜ繰り返されたのであろうか。古くから貨幣の貶質は、国家財政の窮乏と結びつけられて理解されて来ている。しかし、貨幣変更は、いかに国王の高権に基づくものであり、しかも王権が強くあろうとも、国王の恣意で一方的に長期に亘って人々に押しつけられるものではない。そのような行為を継続的に行なうためには、人々（たとえその部分であらうとも）のなんらかの納得を要し、その根拠を当時の状況のなかに求めなければならぬ。

まず、当時の貨幣理論は貨幣変更にどのような見解をもっていたかをみよう。封建的貨幣理論への信奉者は主権者による自由な貨幣変更を容認しているが²⁵、他方、1360年頃以後の貨幣の安定期をもたらす契機となったシャルル五世の貨幣政策の助言者オレーヌは、これとは異なる見解をもっていた。かれは貨幣の性質を「慣習によって特別な機能を与えられた事物すなわち自然物であるが、それ自体このような慣習が出来上る以前に存在し、それ自体ある内的価値をも

24 BLOCH, M.: *op. cit.*, pp. 55 は、「故意に初めから法定価格は市場価格を無視して定められた」と述べている。

25 BRIDREY, É.: *op. cit.*, pp. 101 sqq.; IBANES, J.: *La doctrine de l'église et les réalités économiques au XIII^e siècle*, Paris 1967, pp. 51 sqq.

つ事物²⁶」と規定し、明確に《金属主義》の立場をとる。造幣高権については、本来《社会 (communitas)》に属するものであるが、国王が《社会》を代表する限りにおいてこれを代行するとなす²⁷。かかる貨幣理論の立場に現実的障害を考慮して、一般的には、貨幣変更は社会にとり禁止されるべきものであるという見解が生まれる²⁸。しかし、つぎの四つの場合に限りその例外を認める。そのうちの三つは、かれの貨幣理論から当然に正当化されうるもので、すなわち、1) 貴金属が過度に不足するかまたは過度に豊富である場合、2) 貴金属の市場価格の変動から法定の金銀比価に変更の必要を生じた場合、3) 自国の貨幣が他国で模倣ないしは偽造され、自国の経済的関心を擁護する必要がある場合である²⁹。他の一つは、4) 戦争、国王身代金ならびになんらかの緊急を要する公共費用の支出の場合である³⁰。4) が是認されていることは、これまでの封建的貨幣理論に基づく現実が人々の意識に深く根を下ろしており、容易に拭い去ることの出来ない事情を前提としての現実と理論の妥協の姿であるだろう。その証拠を、現実がそのまま認められているのではなく、貨幣変更をなしうる項目と判断の基準について厳しい限定が加えられていることから窺うことが出来る。造幣高権が本来《社会》に属するものであることを主張するかれにとって、判断の基準が公共性におかれたことは当然で、したがって、国王の恣意ではなく、等族会議においてのみそれをなしえたこともまた言うまでもない。

IV

さて、貨幣変更についての当時の貨幣理論は、現実とどのような関係にあるかをみるために、貨幣変更が実際にどのような要因によってなされたかを吟味しよう。

26 BRIDREY, É.: *op. cit.*, p. 201.

27 *Ibid.*, pp. 209 sqq.

28 *Ibid.*, pp. 274 sqq.

29 *Ibid.*, pp. 276 sqq.

30 *Ibid.*, pp. 288 sqq.

オレーヌがかれの貨幣理論を曲げてまで、貨幣変更を行ないうる例外的事項として認めなければならなかったのは、具体的には鑄造税の問題である。そこで、まずこの問題から取り扱う。鑄造税が封建国家の財政の財源として占めていた地位については、既に別の機会に触れた³¹。では、ここで問題としている時代には、国家財政の財源としてはたしてどれほどの意義をもっていたのか。史料的に計算しうる若干の年について R. FAWTIER の算定を引用すれば、表IVの如くである。

表IV

年 月 日	総収入(lb.)	造幣収入(lb.)	総収入に対する造幣収入の割合(%)
1296 諸 聖 人 祭	550,923	81,149	14.7
1298 クリスマス	858,319	555,097	64.6
1299 聖ヨハネ祭	801,243	406,708	50.7
1299 クリスマス	770,734	376,284	49.2
1301 "	399,201	144,490	36.7
1322 聖ヨハネ祭とクリスマス	477,366	546	0.1
1323 " "	598,052	6,603	1.1
1324 " "	538,382	70,453	13.0
1325 " "	610,437	108,013	17.6
1327 諸 聖 人 祭	501,779	314,691	62.7
1329 聖ヨハネ祭	379,585	28,528	7.4
1329 クリスマス	459,950	16,636	3.6
1349 "	781,746	552,028	70.6
1384 " "	47,779	334	0.7

(FAWTIER, R.: *Comptes du Trésor (1296, 1316, 1384, 1477)*, Paris 1930)

変更量によって期毎に大きな差違があるが、50%以上を占める期が相当数みられ、いかに重要であったかが判るであろう。³² 鑄造税は造幣活動によってより多額になるものであるので、国王はその活発化に大いに意を用いた。このためには、改鑄による貨幣変更をしばしば実行し、しかも旧貨幣の通用禁止とか、買

31 拙稿、「フランスにおける十三世紀初頭までの国家財政の発展」、神戸大学 経済学研究 年報17 (1970)、79ページ以下；「十三世紀末までのフランドル伯の財政」、国民経済雑誌、第122巻第6号 (1970)、1ページ以下。

32 なお、B. GUENÉE は、表IVのうちの若干の年以外に1417年に80%をあげている (GUENÉE, B.: *op. cit.*, p. 167)。

入れ価格の過度の引き上げとかの手段を用いてその回収を効果的ならしめた。

貨幣の貶質が国王収入の積極的増大ではなく、国王債務の軽減を目差して行なわれることも考えられるが、直接の動機とはなにくかった。³³まだ王領地からの収入に依存することが比較的が多かった当時の財政においては、結局この方の収入減をもたらすからである。

国王の利益よりはむしろ特定人（国王の顧問、国王役人、国王財務官、両替商など）の利欲が契機となり、国王に直接的ではないにしてもなんらかの圧力を加えることによって貨幣変更に至らしめた場合もあったことを忘れてはならない。³⁴

貨幣変更は、国王ならびに特定人の利益からのみ行なわれたのではなく、オレームがかれの貨幣理論からその正当性を指摘した如く、当時の貨幣経済のメカニズムからも強要されたのである。まず、貴金属それ自体の市場価格ならびに金銀比価の問題を取り扱う。

中世の最後の二世紀は、ヨーロッパにとって《地金飢饉》の時代と呼ばれる。この《飢饉》がなにに基づくかは、ヨーロッパの鉱山の酒渴ならびに海外産出地からの流入減少によるのか、貨幣流通の一般化に伴う貴金属需要の増大によるのか、社会不安からの貨幣退蔵によるのか、それとも東洋との金銀比価の差違に基づく特定貴金属の相対的不足によるのか、必ずしも十分な解明をみていない。貴金属のストックの絶対量の少ない当時においては、偶発的事情からの断片的移動でさえも、その量に大きな影響を与え、価格の変動を惹き起したのである。³⁵とにかく、フランス、イタリア諸都市の地中海諸国については、一

33 LANDRY, A.: *op. cit.*, pp. 115 sqq.

34 *Ibid.*, pp. 164 sqq.

35 十四世紀の20年頃から40年頃まで金銀比較は15:1以上(1339年には20.9:1にさえなる)であったのに1344年には11:1ないし10.5:1と低下している。この原因の一つは東洋へのイタリア商業の復活であり、他はハンガリア女王が純金 17,000 marcs と多量の florins をナポリにもたらしたことによる。(PIQUET-MARCHAL, M. O.: *op. cit.*, p. 364) また、1324年にメッカへの巡礼に旅立った Melli の黒人王がスウェーデンの金をもった隊商をつれてカイロを通過した折、その金を自由に使用したので、カイロの金価格は突如約12%低落した (BLOCH, M.: *op. cit.*, p. 55)。

一般的に言って貴金属（金銀とも）の不足はヨーロッパ北部に比してより著しく³⁶なことは事実である。もっとも金と銀とでは不足の度合が時代によって異なる。金貨の一般的鑄造が始まった十三世紀末から十四世紀の三十年代にかけては、金が、それ以後では銀が相対的に不足していることは金銀比価から明瞭に³⁷窺える。このような貴金属の一般的不足ならびに時代による金、銀間の相対的不足は、貴金属の市場価格について、一般的騰貴ならびにそれぞれの時代における金あるいは銀の相対的騰貴をもたらした。このことは鑄貨の鑄潰しを防ぐためにも貴金属の市場価格への貨幣の調整を必要ならしめ、貨幣変更すなわち貨幣の貶質を促進した。

前述の如く、本来の意味における複本位制は実際には維持されていなかった³⁸ので、金・銀貨の法定価格上の比価は市場の金銀比価と必ずしも一致する必要はないが、造幣所での金銀買入価格の面において市場の比価が考慮されなければならず、これがひいては貨幣変更をもたらすこともあった³⁹。

さらに、他国の貨幣政策が自国の貨幣変更を誘発させることもしばしばであった。もし他国で貨幣政策の必要上造幣所での貴金属の買入価格を高めるならば、自国の良質貨幣の他国への流出を防ぐために、貨幣の輸出禁止とか、貴金属買入価格の引き上げとか、貨幣変更とかをもって対抗しなければならなかった。貨幣に鑄造税が常に含まれている事情から、造幣所での貴金属買入価格はその市場価格以上に引き上げられうるという特殊事情を考慮しなければなら⁴⁰ない。

なぜ貨幣変更を頻繁に行なわねばならなかったかを明らかにしたので、つづいて、世人のある程度の批判はありながら、長期間繰り返えされた根拠を当時

36 WATSON, A. M.: «Back to gold — and silver», *The economic history review*, Vol. xx, No. 1 (1967), pp. 33 sq.

37 *Ibid.*, pp. 23 sqq.

38 LANDRY, A.: *op. cit.*, p. 145.

39 FOURNIAL, E.: *op. cit.*, pp. 87 sqq. は、貴金属の市場価格への貨幣価格の調整を貨幣変更の主要な一要因と考えることには異論はないが、金・銀貨の法定価格の比価を市場の金銀比価の反映とみているように取り扱われており、当時の複本位制の現実の姿を考慮した場合に賛成しえない。

の情況のなかで検討しなければならない。まず、国家財政の財源としての貨幣の変更を当時の人々ほどのように受け止めていたであろうか。この問題は財政の在り方と密接に関連している。ここで取り扱っている時代は政治的に絶対主義の体系が一応整い始めた時期であり、既に十三世紀に飽和状態を迎えていた封建財政は、それからの脱皮を迫られた時期でもある。脱皮の方向として国家領域全体に及ぶ租税の恒常的賦課は、まだ到底定着しえたものでなく、臨時課税として課せられたに過ぎない。そこで、造幣なかんずく貨幣変更からの国王の収入は、この租税と二者択一的に考えられ、往々租税の賦課にかんする交渉において貨幣の変更か安定かが取引の具として使われた⁴⁰。1360年頃以後の貨幣の安定期は、前述のオレーヌの貨幣理論がシャルル五世の貨幣政策に影響を及ぼした時期であるのみならず、イギリスに支払われる国王ジャン二世の身代金を契機として新たに賦課せられた租税とも関連している⁴¹。

貨幣需要の強化ならびに貴金属の市場価格の騰貴に基づく貨幣の変更は、当時の貨幣経済のメカニズムからの当然の帰結であり、当時の人々のうちメカニズムを理解できる者には納得の行くところであろう。また、貨幣変更の勅令には、貨幣量の増加を願う人々の声に応える旨の文言が常に記載されており、これを額面通りに受取ることは出来ないが、ある程度の真実性はもっていたよう⁴²

40 若干の例をあげておこう。1294年に戦争の再開についての財政問題を解決するために、Philippe le Bel は直接税を設けようとしたが挫折し、6か月後に貨幣の大貶値を始めた。1303年に断えざる貨幣変更から過度に被害を受けていた三部会は、国王に「bonne monnaie」への復帰を求めるが、その代りとして多額の援助金を与えねばならなかった。(GUENÉE, B.: *op. cit.*, p. 167) 1305年に教皇 Benedictus XI は、教会収入の重要部分を Philippe le Bel に与えることによって「bonne monnaie」への復帰を援助する。1357年に三部会は管理している援助金の徴収を心よくなす反面、造幣を規制することを認められる。(MISKIMIN, H. A.: *op. cit.*, p. 45)

41 Charles V が安定した貨幣を維持しえたのも、臣下に「bonne monnaie」が評価される以上に嫌われていた直接税と間接税を負わせえたからである (GUENÉE, B.: *op. cit.*, p. 167)。百年戦争の準備・開始期から Charles V 以前までの課税と鑄造税の関連については、HENNEMAN, J. B.: *Royal taxation in fourteenth century France, the development of war financing 1322-1356*, Princeton 1971 の随所にみられる。

42 いま一例をあげれば、1337年1月1日に Philippe VI はつぎのように述べている。「われわれをこのような貨幣の造幣に動かす諸原因は、貨幣の著るしい貧困にあったし、また現にあるわが臣下がより豊富にそしてより速やかに新しい、よく流通しうる貨幣で満たされうることのためである。」(FOURNIAL, E.: *op. cit.*, p. 114)

に思われる。疫病、戦争による社会不安は貨幣の退蔵を増加させ⁴³、他方貨幣経済の浸透度の深化をみて、貨幣量の増大は、いまや当時の社会の強い要望であったと言えよう。1361—1385年の安定期にみられる数少ない貨幣変更のほとんどすべては、貴金属の市場価格の騰貴に基づいている。⁴⁴

貨幣は物価と密接な関連をもっているので、ここで貨幣変更が物価にどのような影響を与えたかを当時の情況のなかで吟味しよう。貨幣の貶質が物価騰貴をもたらすことは言うまでもない。しかし当時においては、価値尺度としての貨幣の機能は計算貨幣が担っており、鋳貨は一種の商品としてみる事が出来る。鋳貨という商品を構成する素材、金と銀の市場価格は、他の諸商品に比して騰貴しているため、鋳貨の貶質が単にこの市場価格に鋳貨を結びつけるためだけの意味であれば、物価騰貴に作用することも少ないであろう。しかし、貨幣の貶質は、前述の如く国王の収入増大を重要な要因としており、また1355—60年のように短期間に集中的に行なわれることがあれば問題は別である。⁴⁵

さらに、貨幣量が鋳貨の貶質によって増加することも勿論物価騰貴の原因となる。しかし、貨幣経済の深化はより多くの貨幣量を必要とし、他方鋳貨の退蔵傾向が強くて貨幣の流通速度が削減されている状態では、貨幣量の増加が物価騰貴を起すこともないであろう。とにかく、これほど繰り返された貶質に拘らず、飢饉時と貨幣の集中的貶質時を除いて物価は波動的に動いているに過ぎない。この点、新大陸から貴金属の多量の流入があり、貴金属価格の相対的騰貴をみないつぎの時代の「価格革命」とは、貨幣的側面からみてその性質を異にする。

なお、当時の貨幣のつぎの性質は、物価を考える場合にぜひ考慮しなければ

43 *Ibid.*, p. 117.

44 BRIDREY, É.: *op. cit.*, pp. 539 sqq.

45 H. A. MISKIMIN は、十四世紀における貨幣の貶質が物価騰貴に及ぼす影響を検討し、肯定的解答を与えているが (MISKIMIN, H. A.: *op. cit.*, p. 53 sqq.)、明らかな作用を認めうるのは貶質が短期間に集中的に行なわれた期間のように思われる。

46 H. A. MISKIMIN は、十四世紀の貨幣の貶質に基づく貨幣量の増大が物価騰貴に及ぼす影響については、否定的解答を与えている (*Ibid.*, pp. 100 sqq.)。

ならない。鑄貨の3種類すなわち金貨、大型銀貨、小額銀貨は体系的な関連をもたず、それぞれの使用目的がほぼ定まっており、したがってその機能にも相互にいくぶんの差違があった。支払手段として金貨と大型銀貨は大口の金銭授受に、なかでも対外的には金貨が、そして小額銀貨は小口の金銭授受に用いられた。価値貯蔵手段としては、金貨そして時には大型銀貨が用いられた。したがって金貨と大型銀貨とは市場の金銀比価に出来る限り順応するように努力されたが、常にそれを反映していたとはいえない。往々大型銀貨は小額銀貨とともに金貨よりはよりしばしばの貶質を蒙った。さらに、価値尺度として大口の金銭授受には常に安定している計算貨幣が用いられ、例えば大商人の帳簿記載もこれによっていたので、貨幣の多様化としばしばの変更にもなんとか対処しえたのである。

貨幣変更は、上述の如くある程度の納得せざるをえない事情をもっていたとはいえ、とにかく経済生活に大きな障害となったことも事実である。したがって、貨幣の安定を求めることが当時の強い要望でもあった。1343年以前では貨幣の改善が表面的には聖ルイの貨幣制度へのノスタルジアとして強く現われたが、このノスタルジアを背後で支えたものが貨幣の安定であった。ところが、それ以後では貨幣の安定が貨幣の改善の目差す目標となったのである。

なお、貨幣変更と租税賦課とが二者択一的関係にあることの詳細については、別稿「十四世紀のフランスにおける貨幣変更と国王課税」を用意している。